

指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック
1 控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書（第1号様式） ※継続の申出の場合は、控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書（第2号様式）		
2 寄附者名簿		
3 条例第4条各号の基準に適合する旨を説明する書類		
①	県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っていること （チェック表（第1表））	
②	県民からの支援 が得られている かどうかを判断 する基準 （寄附金要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の割合が10分の1以上 （チェック表（第2表））
		受け入れた寄附金の明細表（第2表付表1）
		社員から受け入れた会費の明細表（第2表付表2）
イ 各事業年度中の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計 が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上 （チェック表（第3表））		
③	県民からの支援 が得られている かどうかを判断 する基準 （その他の要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施 （チェック表（第4表））
		イ ボランティアとして延べ4時間以上役務を提供した者の実人数が年 平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上 （チェック表（第5表））
		ボランティア参加者名簿（第5表付表1）
④	事業活動が県民 に周知される取 組	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 県内の広報誌、日刊新聞紙、ラジオ、テレビ等を通じた当該法人の 事業活動に関する情報を年平均2回以上提供 （チェック表（第6表））
		イ 県民を対象としたその事業年度に係る催しを年平均4回以上開催 （チェック表（第7表））
⑤	共益的活動の割合が50%未満であること（チェック表（第8表））	
⑥	運営組織及び経理が基準に適合していること（チェック表（第9表））	
	役員の状況（第9表付表1）	
	帳簿組織の状況（第9表付表2）	

	事業活動内容が基準に適合していること（チェック表（第10表））	
⑦	役員等に対する報酬等の状況（第10表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第10表付表2）	
⑧	情報公開していること（チェック表（第11表））	
⑨	インターネットを利用して情報公開していること（チェック表（第12表））	
⑩	事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を知事に提出していること （チェック表（第13表））	
⑪	法令等の不正行為等がないこと（チェック表（第14表））	
⑫	設立後に一定の経過期間があること（チェック表（第15表））	
⑬	欠格事由に該当しないこと（チェック表（第16表））	
4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

- 1 継続の申出の場合は、2 寄附者名簿の添付は必要ありません（条例7③）。
- 2 継続の申出の場合は、「指定基準チェック表（第9表）ロ」欄及び「指定基準チェック表（第13表）並びに（第15表）」欄の記載は必要ありません。

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 実績判定期間（条例第3条第1項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第3条第2項第1号）
 - ② 条例第4条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（①の書類を除く。）（条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第3条第2項第3号）〔2部〕

(注意事項)

- ・ 申出書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ申出書を提出することができません。
- ・ 過去に条例の規定に該当したことにより、当該特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止されている場合は、その廃止の日から5年を経過した日以後でなければ申出書を提出することができません。
- ・ 申出書には「指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第4条各号に掲げる基準（第6号ロ、第10号、第12号及び第13号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第3号）〔2部〕

(注意事項)

- 指定の効力の生じる期間の継続を受けようとする法人は、指定の効力の生じる期間満了の日の9月前から7月前までの間（継続申出期間）に指定の継続の申出をしなければなりません。この継続申出期間内に指定の継続の申出をしない場合（災害その他やむを得ない事由により継続申出期間内に指定の継続の申出をすることができない場合は除きます。）は、改めて指定の申出を行うこととなります。
- 申出書には「指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）

指定基準チェック表（第1表 事務所所在地、活動場所）

法人名				実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	
3① 県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っていること。						チェック欄
特定非営利活動法人の活動地域						
	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
県内に主たる事務所を有している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
県内で活動する特定非営利活動法人である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
活動地域 (例えば、市町村名や東北地域、又全県など)						
備 考						

(注意事項)

- ・ 「指定基準チェック表（第1表）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。
- ・ 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準チェック表 (第2表 PST基準 寄附金要件 (相対値基準))

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
3②ア 実績判定期間 (注意事項参照) 内の経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること。			チェック欄
経常収入金額 (㊸ の金額)		実績判定期間 ①	円
総収入金額		㊸	円
控除金額	国の補助金等の金額 (㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊹	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊺	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊻	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊼	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊽欄の「()」)	㊾	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊿欄)	㊿	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊽欄)	㊽	円
休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊾欄)		㊾	円
差引金額 (㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊾-㊿-㊽)		㊸	円 ⇒①
寄附金等収入金額 (㊿ の金額)		②	円
受入寄附金総額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊿欄)		㊿	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊽欄)	㊽	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊿欄)	㊿	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊽欄)	㊽	円
	休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊾欄)	㊾	円
差引金額 (㊿-㊽-㊿-㊽-㊾)		㊿	円
会費収入 (㊿欄と付表2 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) ㊿欄のうちいずれか少ない金額)		㊿	円
国の補助金等の金額 (㊹欄の金額を限度とする。)		㊹	円
合計金額 (㊿+㊿+㊹)		㊿	円 ⇒②
基準となる割合 (②÷①)		③	%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年 (指定を受けたことのない法人の場合は2年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- ・ したがって、例えば、3月決算法人が平成26年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日 (指定を受けたことのない法人の場合は平成24年4月1日から平成26年3月31日) となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「〇」を記載してください (第2表以下についても同様です)。

「指定基準チェック表」(第2表 PST基準 寄附金要件(相対値基準)) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」～「休眠預金等交付金関係助成金㊵」及び「受入寄附金総額㊶」～「休眠預金等交付金関係助成金㊷」の各欄	「第2表付表1 PST基準 寄附金要件(相対値基準)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第2表付表2 PST基準 寄附金要件(相対値基準)㊺」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊻」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 (第2表付表1 PST基準 寄附金要件(相対値基準)) (初葉)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 $((\text{Ⓐ} - \text{Ⓑ}) \times 10\%)$)	Ⓒ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 $((\text{Ⓐ} - \text{Ⓑ}) \times 50\%)$)	Ⓓ	円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	円
---	---	---

3 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		Ⓕ () 円	() 円	() 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ () 円	() 円	() 円
	Ⓔ欄以外の者	Ⓖ () 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		Ⓖ () 円		
休眠預金等交付金関係助成金		Ⓖ () 円		
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)		Ⓖ () 円		Ⓖ () 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があつたことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」（第2表付表1 P S T基準 寄附金要件（相対値基準））記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第2表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外のもので当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額を記載します。</p>	

社員から受け入れた会費の明細表 (第2表付表2 PST基準 寄附金要件 (相対値基準))

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合 (第8表③欄)	②	
①から控除する金額 (①×②)	③	
差引金額 (①-③)	④	



第2表 PST基準 寄附金要件 (相対値基準) 用④欄

「社員から受け入れた会費の明細表」(第2表付表2 P S T基準 寄附金要件(相対値基準))記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

指定基準チェック表 (第3表 PST基準 寄附金要件 (絶対値基準))

法人名	実績判定期間	年 月 日～年 月 日
-----	--------	-------------

3②イ 実績判定期間における各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上(※1)である
寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上(※2)であること。

チェック欄

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年1,000円以上(※1)の寄附者の数が30人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
寄附金の合計額が15万円以上(※2)である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上(※1)の寄附者の数が年30人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均30人以上かどうかを判定してください。

年1,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
		人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年1,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{\text{人}} \geq 30 \text{ 人}$$

○ 実績判定期間内において、寄附金の合計額が年 15 万円未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 15 万円以上 (※2) かどうかを判定してください。

寄附金の合計額	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	円	円	円	円	円	A	円
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の寄附金の合計額}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 円}}{B \text{ 月}} \times 12 = \boxed{\text{円}} \geq 15 \text{ 万円}$$

※1…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上となります。

※2…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15 万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上となります。

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（指定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3 月決算法人が平成 26 年 6 月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日（指定を受けたことのない法人の場合は平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- ・ なお、指定審査の過程において、年 1,000 円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「指定基準チェック表」(第3表 PST基準 寄附金要件(絶対値基準))記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載します。</p> <p>各事業年度において、寄附金額の合計額が年1,000円以上(※1)の寄附者の数が30人以上である場合は下欄の「はい」、30人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>また、寄附金の合計額が年15万円以上(※2)である場合は、下欄の「はい」、15万円未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年1,000円以上(※1)の寄附者の数が30人以上であるかどうか及び寄附金の合計額が年15万円以上(※2)であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年1,000円以上の寄附者の数」の計算の表、その下の計算式の記入及び「寄附金の合計額」の計算の表、その下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年1,000円以上(※1)の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が1,000円以上(※1)の寄附者の数を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>
「寄附金の合計額(※2)」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額(※2)を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	

※1…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上となります。

※2…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上の合計額となります。

指定基準チェック表 (第4表 PST基準 その他の要件(補助・委託))

法人名		チェック欄
3③ア 県内において、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、我が国が加盟している国際機関から補助・委託を受けて事業活動を行った実績が実績判定期間において年平均1件以上あること。		

項 目		補助・委託事業 の実施の有無	補助・委託事業の内容等
区 分			
(a)	年 月 日～年 月 日	有 ・ 無	
(b)	年 月 日～年 月 日	有 ・ 無	
(c)	年 月 日～年 月 日	有 ・ 無	
(d)	年 月 日～年 月 日	有 ・ 無	
(e)	年 月 日～年 月 日	有 ・ 無	

【記載要領】

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、我が国が加盟している国際機関との補助・委託事業の実施状況を記載します。
- ・ 「補助・委託事業の実施の有無」欄には、該当する一方を「○」で囲みます。
- ・ 「補助・委託事業の内容等」欄には、事業名、相手方、期間、内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 契約書、協定書等書面による確認が可能な事業を記載します。

○ 実績判定期間内において、委託・補助事業が年1件未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均1件以上かどうかを判定してください。

	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
委託・補助の実績件数	件	件	件	件	件	A	件
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の委託・補助の件数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 件} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 1 \text{ 件}$$

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成26年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は平成24年4月1日から平成26年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

「指定基準チェック表」(第4表 PST基準 その他の要件(補助・委託))記載要領

項目	記載要領	注意事項
「項目・区分」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。 各事業年度において、補助・委託事業の実施がある場合は下欄の「有」、ない場合は「無」に○をします。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「有」に○がされている場合は、本ページの「委託・補助事業の実績件数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	
「委託・補助の実績件数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、委託・補助の実績件数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

指定基準チェック表 (第5表 PST基準 その他の要件 (ボランティア))

法人名		チェック欄
3③イ 県内において、ボランティアとして延べ4時間以上役務を提供した者の実人数が実績判定期間において年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上であること		

区 分		項 目	4時間以上の役務の提供を受けたものの実人数	活動合計時間	ボランティアが従事した事業等の名称
㉑	年 月 日～年 月 日				
㉒	年 月 日～年 月 日				
㉓	年 月 日～年 月 日				
㉔	年 月 日～年 月 日				
㉕	年 月 日～年 月 日				

【添付書類】

- ・ボランティア参加者名簿 (第5表付表1)

【記載要領】

- ・法人が実施する事業活動へのボランティアの従事状況を記載します。

【留意事項】

- ・対象とする事業活動とは、法人が県民を対象として実施する活動であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除きます。
- ・ボランティアは氏名 (又は名称) 及び住所が明らかな者に限ります。
- ・ボランティア従事者には法人の役員及び当該役員と生計を一にする者、職員を除きます。(過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。)
- ・ボランティアの従事状況の確認のため、ボランティアが従事した事業やボランティア活動の内容が分かる資料 (募集・応募に係る書類、活動に携わった日・時間帯や内容等を示す書類) を確認させていただく場合があります。

- 実績判定期間内において、延べ4時間以上の活動をしたボランティアの実人数が25人未満の年度またはボランティア活動の合計時間が200時間未満の年度がある場合は、下欄により、年平均実人員数25人以上またはボランティア活動の合計時間が200時間以上かどうかを判定してください。

ボランティアの実人数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの実人数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{\text{人}} \geq 25 \text{ 人}$$

ボランティア活動の合計時間	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティア活動合計時間}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 時間} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{\text{時間}} \geq 200 \text{ 時間}$$

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成26年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は平成24年4月1日から平成26年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

「指定基準チェック表」(第5表 P S T基準 その他の要件(ボランティア)) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「項目・区分」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉒」の各欄に記載します。</p> <p>各事業年度において、4時間以上のボランティア活動をした者の実人数及びボランティア活動合計時間数を記載します。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、4時間以上のボランティア活動をした者の実人数が25人以上及びボランティア活動合計時間が200時間以上の場合は、前ページの「ボランティア活動実人数及びボランティア活動合計時間」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>ボランティア従事者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 従事者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな場合に限り、対象とします。</p> <p>ロ 当該特定非営利活動法人の役員及び職員である者は除きます。</p>
「ボランティアの実人数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、4時間以上のボランティア活動をした者の実人数を、「㉑」から「㉒」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「ボランティア活動の合計時間」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、ボランティア活動の合計時間数を、「㉑」から「㉒」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準チェック表 （第6表 事業活動が県民に周知される取組
（広報媒体による情報提供））

法人名		チェック欄
3④ア 実績判定期間において、県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行される日刊新聞紙又は県内で放送されるラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組を通じた当該法人の事業活動に関する情報を、年平均2回以上提供していること。		

	区 分	項 目	情報提供の回数	内容等
(a)		年 月 日～ 年 月 日		
(b)		年 月 日～ 年 月 日		
(c)		年 月 日～ 年 月 日		
(d)		年 月 日～ 年 月 日		
(e)		年 月 日～ 年 月 日		

【記載要領】

- ・ 法人が自らの活動を県民に周知するため、その事業活動を広報誌、新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体を通じて実施した広報活動を記載します。
- ・ 「情報提供の回数」欄には、情報を提供した回数を記載します。
- ・ 「内容等」欄には、情報を提供した日（期間）、広報媒体名、提供した内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 広報媒体とは、不特定多数に情報発信する媒体として、県又は市町村が発行する広報誌、新聞、ラジオ（コミュニティFM）、テレビとします。（インターネットによる発信は除きます）。
- ・ 掲載された記事、報道された映像等を確認させていただく場合があります。

- 実績判定期間内において、情報提供の回数が年2回未満の年度がある場合は、下欄により、年平均2回以上かどうかを判定してください。

情報提供回数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	回	回	回	回	回	A	回
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の情報提供回数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 回} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 2 \text{ 回}$$

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成26年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は平成24年4月1日から平成26年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

「指定基準チェック表」(第6表 事業活動が県民に周知される取組
(広報媒体による情報提供)) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「項目・区分」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。 各事業年度において、事業活動が広く県民に周知される取組を行った回数を記載します。 実績判定期間内のすべての事業年度において、2回以上の情報提供を行った場合は、本ページの「情報提供回数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	
「情報提供回数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、情報提供を行った回数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

指定基準チェック表（第7表 事業活動が県民に周知される取組（催しの開催））

法人名		チェック欄
3④イ 実績判定期間において、県民を対象としたその事業活動に係る催しを年平均4回以上開催していること		

	区 分	項 目	開催回数	催物の内容等
(a)		年 月 日～年 月 日		
(b)		年 月 日～年 月 日		
(c)		年 月 日～年 月 日		
(d)		年 月 日～年 月 日		
(e)		年 月 日～年 月 日		

【記載要領】

- ・ 県民を対象とした催しの実施状況を記載します。
- ・ 「開催回数」欄には、催しを開催した回数を記載します。
- ・ 「催しの内容等」欄には、催しの開催年月日（期間）、名称等を記載します。

【留意事項】

- ・ 催し（イベント）とは、セミナー、講演会、講習会、展覧会等であり、催しの内容がわかるチラシ等を確認させていただく場合があります。

○ 実績判定期間内において、催しの回数が年4回未満の年度がある場合は、下欄により年平均4回以上かどうかを判定してください。

催し開催回数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	回	回	回	回	回	A	回
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の催物開催回数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 回} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 4 \text{ 回}$$

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成26年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は平成24年4月1日から平成26年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

「指定基準チェック表」(第7表 事業活動が県民に周知される取組(催しの開催)) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「項目・区分」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。 各事業年度において、催しの開催を行った回数を記載します。 実績判定期間内のすべての事業年度において、4回以上の催しを行った場合は、本ページの「催し開催回数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	
「催し開催回数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、催しの開催を行った回数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

指定基準チェック表（第8表 事業活動のうちの共益的活動の割合）

法人名		チェック欄																																
3⑤ 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること																																		
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																																		
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">実績判定期間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① (指標)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">②</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:5%; padding: 5px;">イ</td> <td style="width:55%; padding: 5px;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%; padding: 5px;">a</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="padding: 5px;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ロ</td> <td style="padding: 5px;">便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="padding: 5px;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ハ</td> <td style="padding: 5px;">特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="padding: 5px;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ニ</td> <td style="padding: 5px;">特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="padding: 5px;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合 計</td> <td style="padding: 5px;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="padding: 5px;">f</td> <td style="padding: 5px;">⇒②へ</td> </tr> </table> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合 (②÷①)</td> <td style="width:50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">③</td> </tr> </table>				実績判定期間	すべての事業活動に係る金額等	① (指標)	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e		合 計	(a+b+c+d+e)	f	⇒②へ	基準となる割合 (②÷①)	③
	実績判定期間																																	
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)																																	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②																																	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a																																
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b																																
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c																																
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d																																
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e																																
合 計	(a+b+c+d+e)	f	⇒②へ																															
基準となる割合 (②÷①)	③																																	

「指定基準チェック表」(第8表 事業活動のうちの共益的活動の割合)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申出に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準チェック表 (第9表 運営組織及び経理)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

3⑥ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係にある者

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 出 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第9表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 出 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- ・ 「指定基準チェック表(第9表)」は、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第9表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注）該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第9表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表」（第9表 運営組織及び経費の割合）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第9表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第9表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

「役員 の 状況」 第9表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉓」から「㉔」については、認定基準等チェック表（第9表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族
 - ② 役員 と 婚姻 の 届出 を して ない が 事実 上 婚姻 関係 と 同様 の 事情 に ある 者
 - ③ 役員 の 使用人 及び 使用人 以外 の 者 で 当該 役員 から 受ける 金銭 等 の 財産 に よって 生計 を 維持 して いる 者
 - ④ ② 又は ③ に 掲げる 者 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族 で これら の 者 と 生計 を 一 に して いる 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定 の 法人 の 役員 又は 使用人
 - ② ① に 掲げる 者 と 役員 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族
 - ③ ① に 掲げる 者 と 婚姻 の 届出 を して ない が 事実 上 婚姻 関係 と 同様 の 事情 に ある 者
 - ④ ① に 掲げる 者 の 使用人 及び 使用人 以外 の 者 で 当該 ① に 掲げる 者 から 受ける 金銭 等 の 財産 に よって 生計 を 維持 して いる 者
 - ⑤ ③ 又は ④ に 掲げる 者 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族 で これら の 者 と 生計 を 一 に して いる 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

指定基準チェック表 (第10表 事業活動内容の適正性)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>3⑦ 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「指定基準チェック表(第10表)」は、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第10表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

② 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「指定基準チェック表(第10表 次葉)」(ハ及びニ)は、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「指定基準チェック表」(第10表 事業活動内容の適正性) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第10表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第9表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>	
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

役員等に対する報酬等の状況

第10表付表1

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について以下の項目を記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
					円
					円
					円
					円
					円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

(注意事項)

- ・ 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第10表付表2（初葉）

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況（第10表付表2）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第10表付表2）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 指定の継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準チェック表 (第11表 情報公開)

法人名			チェック欄				
<p>3⑧ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその県内の事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各指定基準等に適合する旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 規則で定める書類</p> <p>ヘ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ト 助成の実績を記載した書類</p>							
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその県内の事務所において閲覧させることに同意する。</p>			<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1150 819 1406 869">同意</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1150 869 1278 920">する</td> <td data-bbox="1278 869 1406 920">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意							
する	しない						
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>						
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	<p>規則で定める書類</p> <p>① 県内でNPO活動を行っていることに適合している旨を説明する書類（条例第4条第2号）</p> <p>② 運営組織及び経理に関して基準に適合している旨を説明する書類（条例第4条第6号イ、ハ、ニ）</p> <p>③ 事業活動に関して基準に適合している旨を説明する書類（条例第4条第7号イ、ロ）</p> <p>④ 閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、県内の事務所において閲覧させることに規定している書類（条例第4条第8号）</p> <p>⑤ 正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表することに規定している書類（条例第4条第9号）</p> <p>⑥ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないことを説明する書類（条例第4条第11号）</p> <p>⑦ 欠格要件のいずれにも該当していないことを説明する書類（条例第4条第14号）</p>						

へ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>
ト	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>

(注意事項)

- ・ 「指定基準チェック表（第11表）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については、口からトまでの書類は閲覧の対象から除くこととなります。

「指定基準チェック表」(第11表 情報公開) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「へ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準チェック表（第12表 インターネットによる情報公開）

法人名		チェック欄
3⑨ 次に掲げる情報について、正当な理由がある場合を除きインターネットを利用して公表すること		
イ 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名		
ロ 事業報告書等（年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を除く）、定款		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
次に掲げる情報について、正当な理由がある場合を除きインターネットを利用して公表することに同意する。		同意 する しない
イ	法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名	
ロ	事業報告書等（年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を除く）、定款	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- ・ 「指定基準チェック表（第12表）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については公表の対象から除くこととなります。

「指定基準チェック表」（第12表 インターネットによる情報公開）記載要領

項目	記載要領	注意事項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	項目の内容全て公表する場合に「する」に○を付けてください。

指定基準チェック表 (第13、14、15表)

法人名	
-----	--

指定基準チェック表 (第13表 事業報告書等の提出)

3⑩ 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により知事に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の知事(権限移譲市町村にあっては当該市町村長)への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表 (第14表 法令等の不正行為等)

3⑪ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申出時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(注) 指定基準チェック表(第14表)は、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。					

指定基準チェック表 (第15表 設立後の経過期間)

3⑫ 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- ・ 条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、「指定基準チェック表(第13表及び第15表)」は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の継続の申出に当たっては、「指定基準チェック表(第13表及び第15表)」の記載の必要はありません。また、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準チェック表」(第13表 事業報告書等の提出) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「①」から「③」については、指定基準チェック表(第9表)のイに記載する各期間(「①」から「③」)を示したものです。

「指定基準チェック表」(第14表 法令等の不正行為等) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「①」から「③」については、指定基準チェック表(第9表)のイに記載する各期間(「①」から「③」)を示したものです。

「指定基準チェック表」(第15表 設立後の経過期間) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

指定基準チェック表 (第16表 欠格事由)

法人名		チェック欄
3⑬ 次の1～6の欠格事由のいずれにも該当しないこと。		
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 控除対象特定非営利活動法人が第16条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。2において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び6において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（6(2)において「暴力団の構成員等」という。）</p> <p>2 第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない法人</p> <p>3 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	控除対象特定非営利活動法人が第16条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。2において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しないものの有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び6において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（6(2)において「暴力団の構成員等」という。）の有無	有・無

2	条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、指定の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない法人	有・無
---	--	-----

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	有・無
---	--	-----

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	有・無
---	--	-----

添付書類	指定又は指定の継続の申請時に、上記4に係る所轄税務署等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに關係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	有・無
------	--	-----

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	有・無
---	---	-----

6	次のいずれかに該当する法人	有・無
	暴力団	
	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	

(注意事項)

- ・ 「指定基準チェック表（第16表）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額